

北上市告示甲第148号

北上市ツキノワグマ被害支援県制度融資利子補給要綱を次のように定める。

令和7年12月4日

北上市長 八重樫 浩文

北上市ツキノワグマ被害支援県制度融資利子補給要綱

(趣旨)

第1 この告示は、令和7年度に市内で発生したツキノワグマ被害により、休業等の影響を受け売上げが減少した温泉事業者（温泉法（昭和23年法律第125号）第15条の規定による県知事の許可を受けている者をいう。）の経営再建を支援し、市内観光産業への影響を軽減するための特例措置として、岩手県が実施する中小企業に対する制度融資のうち、普通小口資金（以下「普通小口資金」という。）、小規模小口資金（以下「小規模小口資金」という。）、創業資金（以下「創業資金」という。）及び商工観光振興資金（以下「商工観光資金」という。）の貸付けを受けた市内の温泉事業者（以下「温泉事業者」という。）に対し、毎年度予算の範囲内において市が利子の補給を行うものとする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 取扱金融機関 次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 株式会社岩手銀行の市内にある支店
- イ 株式会社北日本銀行の市内にある支店
- ウ 株式会社東北銀行の市内にある支店
- エ 株式会社七十七銀行の市内にある支店
- オ 北上信用金庫の本店及び市内にある支店

(2) 運転資金 商品仕入、材料購入、支払手形決済等の資金をいう。

(3) 設備資金 機械器具等の購入資金並びに工場、店舗等の新築及び増改築資金をいう。

(利子補給率等)

第3 普通小口資金、小規模小口資金、創業資金及び商工観光資金の利子補給率は最大年2.5パーセント以内とし、融資利率が年2.5%を下回る場合は、契約利率と同様とする。

2 利子補給の期間は、普通小口資金、小規模小口資金、創業資金及び商工観光資金

で定める貸付期間とする。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げる利子補給を行わない。

- (1) 貸付期間を延長した場合 延長期間の利子補給
- (2) 債務履行を遅延した場合 遅延分の利子補給

3 温泉事業者が複数の資金を併用する場合において、利子補給の対象とする貸付額の上限は、5,000万円とする。ただし、北上市中小企業融資要綱（平成7年北上市告示第23号）及び北上市中小企業県制度融資利子補給要綱（平成24年北上市告示甲第7号）に定める資金を併用する場合は、当該限度に含めないものとする。

（利子補給の対象者）

第4 利子補給の対象者は、普通小口資金、小規模小口資金、創業資金及び商工観光資金の貸付けを受けた温泉事業者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 岩手県信用保証協会の保証実施要綱で規定する保証対象業種を営む者
- (2) 取扱金融機関から融資を受けた者
- (3) 令和7年10月から令和7年12月のいずれか1か月と前年同月比の売上高の減少率が20%以上の者。ただし、創業資金については、この限りでない。
- (4) 令和8年3月31日までに取扱金融機関から融資実行を受けた者
- (5) 商工観光資金については、貸付期間が設備資金10年以内又は運転資金7年以内で据置期間1年以内及び貸付金額5,000万円以内の融資を受けた者

2 前項の対象者は、利子補給金の交付及び受領の手続に関する権限を取扱金融機関に委任するものとする。

（利子補給契約）

第5 利子補給については、市と取扱金融機関との間に締結する契約書によって行うものとする。

（利子補給の承認申請及び承諾）

第6 取扱金融機関は、利子補給金の交付を受けようとするときは、あらかじめ北上市ツキノワグマ被害支援県制度融資利子補給承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査し、利子補給を適当と認めたときは、北上市ツキノワグマ被害支援県制度融資利子補給承諾通知書（様式第2号）により利子補給することを承諾するものとする。

（利子補給金の交付）

第7 取扱金融機関は、北上市ツキノワグマ被害支援県制度融資利子補給金請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の書類を受理したときは、30日以内に利子補給金を支払うものとする。

（利子補給金の打切り等）

第8 市長は、利子補給に係る資金の融資を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、その者に係る金融機関に対する利子補給金を打ち切るものとする。

- (1) 資金を目的外に使用したとき。
- (2) 市内で事業を営まなくなったとき。
- (3) 融資の要件が、岩手県が実施する制度融資の当該年度に係る当該要綱に定める貸付期間又は据置期間に適合しなくなったとき。
- (4) 代位弁済があったとき。

2 利子補給金を打ち切る日は、前項各号に掲げる事由が発生した日とする。ただし、同項第4号に該当した場合は、最終返済日とする。

3 市長は、第1項各号のいずれかに該当したときは、金融機関に対し、利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(報告の徵収等)

第9 金融機関は、第1の利子補給に係る融資に関し市長から報告を求められた場合又は市職員をして当該融資に関する帳簿、書類等調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

(補則)

第10 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号（第6関係）

年　月　日

北上市長 様

所在地

金融機関名

代表者氏名

北上市ツキノワグマ被害支援県制度融資利子補給承認申請書

利子補給金の交付を受けたいので、北上市ツキノワグマ被害支援県制度融資利子補給要綱により、別紙明細書を添えて、次のとおり利子補給の承認を申請します。

金　円

内訳

店名	普通小口資金		小規模小口資金		創業資金		商工観光資金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計								

様式第2号（第6関係）

年　　月　　日

金融機関名

代表者氏名　　様

北上市長

北上市ツキノワグマ被害支援県制度融資利子補給承諾通知書

年　　月　　日付けで承認申請のあった北上市ツキノワグマ被害支援県制度融資利子補給について、　　円を利子補給することを承諾します。

様式第3号（第7関係）

年　月　日

北上市長 様

所在地

金融機関名

代表者氏名

北上市ツキノワグマ被害支援県制度融資利子補給金請求書

年　月　日付け第　　号で承諾決定の通知があった利子補給について、
次のとおり請求します。

金　　円

内訳

店名	普通小口資金		小規模小口資金		創業資金		商工観光資金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計								